

【平成 26 年度 第 2 号】

平素は当公社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、平成 26 年 4 月より、住宅金融支援機構の賃貸融資に係る当公社の保証事業につきまして、以下のとおり内容を一部変更させていただくこととなりましたので、ご案内いたします。

## ★保証事業の対象エリアを拡大！

◇平成 26 年 4 月 1 日より、機構融資の保証事業対象エリアを以下のとおり拡大いたします

### NEW ◇新たに拡大する対象エリア（建設地）

＜近畿圏＞大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県

＜東海圏＞愛知県、三重県、岐阜県

※現在の事業エリア（1 都 11 県）

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、山梨県、静岡県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、福島県

## ★当初いただく保証料が低廉な「保証料返戻なし」方式の選択可能エリアの拡大

◇平成 26 年 4 月 14 日以降の保証申込みより、「保証料返戻なし」方式がすべての建設地でご選択可能となりました（1 都 3 県以外も OK）

### 1. 保証料方式について（「保証料返戻なし」方式と「保証料返戻あり」方式）

お申込者が返済途中で機構に対し全額繰上返済を行った場合・・・

「返戻なし」方式  $\longrightarrow$  保証料の返戻は一切いたしません

「返戻あり」方式  $\longrightarrow$  保証料の一部をお返し（返戻）いたします

### 2. 「返戻なし」方式のメリット

「返戻あり」方式に比べて、当初いただく保証料が低廉になっています。

＜例：保証期間 35 年で、「返戻なし」方式をご選択いただいた場合＞

【建設地が 1 都 3 県】 2. 90%  $\longrightarrow$  2. 50% (0. 40% ↓)

NEW 【建設地が 1 都 3 県以外】 3. 70%  $\longrightarrow$  3. 20% (0. 50% ↓)

### 3. 「返戻なし」方式と「返戻あり」方式は、お申込者が自由に選択できます

※お申込時ご選択いただいた方式の変更はできません。

※「返戻あり」方式を選択した場合の保証料の返戻率については、下記「保証料の返戻率のめやす」をご参照ください。

※賃貸改良融資、災害復興融資については、「返戻あり」方式のみの取扱いとなります。

### ◇平成 26 年 4 月 14 日以降に保証申込みした場合の保証料率

建設地		保証（返済）期間			
		20 年以下	20 年を超え 25 年以下	25 年を超え 30 年以下	30 年を 超えるもの
東京都、神奈川県、 埼玉県、千葉県の場合	「返戻なし」方式	融資額 ×1. 70%	融資額 ×2. 00%	融資額 ×2. 28%	融資額 ×2. 50%
	「返戻あり」方式	融資額 ×1. 98%	融資額 ×2. 32%	融資額 ×2. 65%	融資額 ×2. 90%
上記以外の地域の場合	「返戻なし」方式 (新設)	融資額 ×2. 10%	融資額 ×2. 50%	融資額 ×2. 90%	融資額 ×3. 20%
	「返戻あり」方式	融資額 ×2. 44%	融資額 ×2. 90%	融資額 ×3. 36%	融資額 ×3. 70%

#### ※保証料の返戻率のめやす

「返戻あり」方式を選択した場合のもので、  
また「返戻なし」方式を選択した場合は、右表  
による保証料の返戻は一切ありません。

建設地	返済期間	未経過期間		
		30 年	20 年	15 年
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	35 年	28.72%	14.87%	9.58%
上記以外の地域		29.75%	15.85%	10.43%

※保証料の返戻率は、未経過期間 1 年毎に定めています。

※上表は、平成 26 年 4 月 14 日現在の保証料率に基づくものです。

※返戻率は現在のもので、将来の経済情勢等の変化により変更される場合があります。

### <お問い合わせ先>一般財団法人 首都圏不燃建築公社

営業部水道橋センター TEL 03 (3556) 0441 FAX 03 (3556) 0443

営業部 TEL 03 (3436) 2888 FAX 03 (3436) 6877